

米軍被害の実情から——地位協定の問題点

梶野 宏

四月三日、新しい反安保行動をつくる実行委員会は連続学習会「60年安保から50年 もつやめよう!」日米安保条約」の第二回「米軍被害の実情から——地位協定の問題点」を行った。報告は「米軍人・家族による事件被害者を支える会・関東」事務局長の芦澤礼子さん。

芦澤さんは「米軍人・家族による事件被害者の会」(以下…被害者の会)の結成の経過と、米軍人・軍属による事件事故の発生数、日米地位協定とその問題点について報告した。

「被害者の会」は一九九六年一月十七日に金城ロシータさんと二人の幼い娘が沖縄県北谷町で米海兵隊所属の上等兵が運転する乗用車にはねられ即死した事件、つづいて同年二月二十二日に海老原鉄平さんが沖縄県中城村でバイク乗車中に米海軍所属上等兵の運転する乗用車と衝突して死亡する、という事件を契機に出発した。いずれも公務外の米兵に一方的な責任のある事故だった。

まず、芦澤さん自身が聞いて、この人の力になりたいと思つた海老原さんの体験について以下のように詳しく報告した。

海老原さんの息子さん(哲平さん、当時一九歳)が、沖縄で大学進学をめざして勉強していた。海老原さん自身は兵庫県で高校教師をしていた。一九九六年二月二日に、沖縄県北中城村で、バイクを運転中に、右折してきた乗用車に轢かれて亡くなった。その加害者が、米海軍所属の上等兵であったことが明らかになった。

海老原さんの手記には以下のようにある。

「一九九六年二月二日夜七時過ぎ、食事中の自宅に突然の悲報が届きました。沖縄県宜野湾警察署からです。『お宅の息子さんが交通事故にあわれまして、現在、意識不明の重体です。相手は米軍人さんです』。

電話に出た妻は驚くというより、頭の中が真っ白になったようでした。妻から夜間定時制高校へ勤務する私に連絡が来た時の様子で、それは察することが出来ました。(略)翌朝私たちは目を腫らしたまま関西空港へと向かいました。すると途中、沖縄の米軍関係者から電話があつたのです。『空港で待っています。病院まで私たちが送ります』と言うのです。私はその時素直に有り難く感じました。しかし那覇空港に到着し、待ち合わせ場所に行ってもそれらしき米軍関係者は見当たりません。待つこと約二〇分、ようやく小型の軍用車両が現れたのです。米軍法務部海軍大尉とその法律顧問(日本人)の二名でした。『渋滞に巻き込まれ遅くなりました。申しわけありません。さつそく中部病院へ行きましょう』と挨拶を交わした後、車に乗り込むと、法律顧問の方から話しを一方的に切り出してきました。『中部病院では事故を起こした米兵が謝罪したいと待っています。上司も一緒です。ぜひ受けてください。補償金については、日米地位協定にもとづき、私たちが責任を持つてお支払いいたします。弁護士は立てない方がいいですよ。お金がかかりますからね』というふうに言われたんです。息子の死さえこの目で確認していない私は、思わず『そんな話は後にしてください。とにかく病院に磯急いでください』と言つたのです。しかし車は病院へは直行せず、忘れ物をしたからと基地へ立ちよつて、その後ようやく病院へ到着。

息子さんと久しぶりに対面するが、息子さんは遺体安置室にいました。息子さん目の当たりにした奥さんは、錯乱状態となり、号泣するばかり。

その後、加害米兵とその上司から謝罪を受けました。彼らは見舞金を持参し、手渡そうとしました。いったん私は断つたのですが、法律顧

問の説得でやむなく受け取るようになりました。見舞金は米兵が一万円、上司が二万円でした。彼らは謝罪が終わると潮が引くように一斉に引上げ、その後は米軍から何の連絡もありませんでした。息子の遺体を兵庫県の自宅へ搬送する手立てや、告別式へ参列すること、そして弔電すらいっさいなかったのです。

これが海老原さんがそのときに受けた仕打ちで、海老原さんは、何でこのような扱いを受けるのか非常に疑問に思っ、怒りに打ち震えたそうです。

海老原さんは、いままで聞いたこともなかった日米地位協定について勉強をはじめるとともに、自分と同じような仕打ちを受けた人がこの沖繩にいたはずだと、同じような被害に遭った人たちを訪ね歩く。そこで出あつたのが、金城ロシータさんのご家族だった。

この海老原さんと金城ロシータさんの家族が、ともに加害米兵を那覇地裁に提訴し、「支える会」を発足させた。その後、母親が米兵運転の車にはねられ死亡した喜屋武さん、妹が飲酒運転の米兵に追突された儀保さんが「被害者の会」として提訴することになった。この四件の裁判はいずれも勝訴しているが、損害賠償金の確定判決額に対して米国側が「見舞金」として支払ったのは一部で、差額は日本側が支払っている（たとえば海老原さんの場合、賠償金判決額三六三三万円に対して米側の「見舞金」は五五六万円。差額の三二〇七万円は日本側が支払っているのだ）。

米軍人・軍属による事件・事故は旧安保条約が発効した一九五二年から現在までで約二〇万件とされ、一九九九年〜二〇〇八年の一〇年間は年間に平均で一六三六件に達しているようだ。ただしこの数字は防衛省が把握した数のみで、被害者が申し出ていない事故なども当然多くあるだろう。そしてこうした事件・事故の五六%は沖繩県で発生している。

一九六〇年に現行の安保条約とともに締結された日米地位協定は、全く不平等な規定に満ちたものだが発効以来一度も改定されていない。

犯罪を起こした米軍人・軍属の身柄は、起訴されるまでは米軍の拘束

の下に置かれ、日本側には引き渡されない（一九九五年九月の少女レイプ事件後の同年一〇月の日米合同委員会による合意で「合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合は日本国が行うことのある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う」となったが、それはあくまで「好意的な配慮」である）。さらにその背景として、第一次裁判権を放棄するとした「密約」の存在とその現在までの継続の問題も指摘されている。

米兵の事件・事故の被害補償について、「公務中」の場合は基本的に日本国政府が米国の肩代わりをして補償額を支払うことになっているが、「公務外」の場合には、基本的には米軍も日本政府も一切法的責任は取らず、「当事者同士の示談交渉」ということになっている。しかし米兵は、自賠償保険に入ることもせず、基地内に逃げ込んで、帰国してしまえば、補償を求めることは困難となる。地位協定では被害者から請求があれば米側が「見舞金」を支払うことになっているが、金額は米側が決め、極めて低額である。

一九九五年の少女レイプ事件をきっかけとしたSACCO合意によって米軍人・軍属による事件・事故及び被害保障問題について改善策が決められたが、「米側による前払い制度（慰謝料制度）の迅速な支払手続」については、この制度の利用者は皆無であり、「日本国による無利子融資制度導入」も実際に融資額が振り込まれるまでに約四ヶ月を要するなど、とても十分だとは言えない。また、「裁判による確定判決額について米側の支払う慰謝料との差額を日本政府側が支払うよう努力する」とした取り決めは、現在までの適用例は六件で、そのうち四件は「被害者の会」による活動によってである。

芦澤さんは、こうした不平等な地位協定の問題点の指摘に加えて、地位協定の厳密な適用すらもきちつと守られていないところにこの問題の根深さがあることも強調した。

（かじの ひろし／反安保実）